

乳幼児医療費の支給に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、乳幼児が必要かつ適切な医療を受けることができるよう、乳幼児を養育している者に乳幼児医療費を支給し、もって乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて子どもを安心して生み育てることができる環境の整備に資することを目的とすること。 (第一条関係)

第二 定義

- 一 この法律において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいうこと。
- 二 この法律において「保護者」とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。

乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

- 三 この法律において「保険医療機関等」とは、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われる医療を担当する医療機関その他の病

院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であって厚生労働省令で定めるものをいうこと。

（第二条関係）

第三 乳幼児医療費の支給

一 乳幼児医療費の支給

1 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する乳幼児の疾病又は負傷について健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に係る額（当該乳幼児が国民健康保険法の規定による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保護者に対し、その満たない額に相当する額を乳幼児医療費として支給すること。

2 1の場合において、1の乳幼児の疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負

担による医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付に係る額（当該医療に関する給付について実費徴収が行われるときは、当該給付の額から実費徴収の額に相当する額を控除した額とする。）の限度において、乳幼児医療費は、支給しないこと。

- 3 1の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とすること。ただし、その額は、現に当該医療に要した費用の額を超えることができないこと。

（第三条関係）

二 乳幼児医療費の支給の方法等

- 1 一の1の乳幼児が保険医療機関等から医療を受けた場合には、市町村は、乳幼児医療費として当該医療を受けた乳幼児の保護者に支給すべき額の限度において、当該保護者が当該乳幼児の医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができること。
- 2 1による支払があったときは、保険医療機関等から医療を受けた乳幼児の保護者に対し乳幼児医療費の支給があったものとみなすこと。

- 3 1の方法により乳幼児が医療を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等に三の乳幼児医療費受給者証を提出しなければならないこと。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合として厚生労働省令で定める場合については、この限りでないこと。
- 4 市町村は、1により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができること。
- 5 国民健康保険の被保険者である一の1の乳幼児が1の方法により保険医療機関等から医療を受ける場合には、国民健康保険法の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に関し市町村が1による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しないこと。
- 6 一の1の乳幼児の疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が医療に関する現物給付として行われた際に国又は地方公共団体が当該乳幼児の扶養義務者から当該給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合の当該費用の徴収と、その徴収される費用に係る市町村による乳幼児医療費の支給との調整に関し必要な事項は、政令で定めること。

(第四条関係)

三 乳幼児医療費受給者証

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村の区域内に住所を有する乳幼児の保護者に対し、乳幼児医療費受給者証を交付するものとする。 (第五条関係)

第四 費用

一 乳幼児医療費の支給に要する費用は、市町村の支弁とすること。 (第十二条関係)

二 一により市町村が支弁する費用については、政令で定めるところにより、その二分の一に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県が負担すること。 (第十三条関係)

第五 その他

一 租税その他の公課は、乳幼児医療費として支給を受けた金銭を標準として、課することができないこと。 (第十一条関係)

二 その他時効、損害賠償との調整、不正利得の徴収等に関し、所要の規定を置くこと。

(第六条から第十条まで及び第十四条関係)

第六 施行期日等

一 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二項及び第三項関係)